

牧之原市市民参加条例に係る意見公募手続について

市では、牧之原市自治基本条例の目的と理念に基づき、市民参加の対象、方法等を定め、市民参加を適正に運営することにより、市民と市との協働によるまちづくりを進めるため、「牧之原市市民参加条例」の制定手続を進めています。

市民参加条例につきましては、昨年 9 月、牧之原市自治基本条例推進会議へ素案作成について諮問し、本年 6 月、素案要綱として答申されました。

今回、素案要綱を基に作成した条例案について、市民等から意見を募集します。

1 募集する意見

「牧之原市市民参加条例」(案)に対する意見。

2 意見の募集期間

平成 25 年 7 月 17 日(水)から 7 月 30 日(火)まで。

3 応募資格

意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する者(法人、団体を含む)。

ア 市内に居住し、通勤し又は通学する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、意見募集の対象となっている事案に利害関係を有する者

4 提出方法

5 の「意見提案様式」に氏名、住所(市外の場合は、勤務先又は通学先も)、電話番号を明記し、持参、はがき、封書、ファクシミリ、電子メール等で牧之原市役所政策協働部地域政策課へ提出。

5 意見提案様式

別添のとおり。

6 結果の公表

8 月下旬に、市ホームページに掲載する方法により行う。

牧之原市市民参加条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 市民参加手続の実施等（第5条 - 第13条）

前文

自治基本条例に掲げた地方自治の本旨の実現を図るためには、協働のまちづくりをめざす行政活動に、担い手の一人として、まちづくりに関心を持ち、参加しようとする市民に市政についての情報や活動内容をいつ、どうやって提供し、共有し、参加はいつ、どのようにできるかという一定のルールを決めておくことが必要です。そこで、年齢、性別、障がいの有無などに左右されず、多くの市民が多様な形で主体的に協働のまちづくりに参加することを保障する基本的な取り決めをまとめた「市民参加条例」をここに作ります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、牧之原市自治基本条例の目的と理念に基づき、行政活動における市民参加の対象、方法等を定め、市民参加を適正に運営することにより、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例で使う用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 市民とは、市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (2) 市長等とは、市長（公営企業管理を含む。）教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (3) まちづくりとは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための活動をいう。
- (4) 市民参加とは、市政に市民の意見を反映するため、企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加することをいう。
- (5) 協働とは、市民、市長等及び議会が、自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力又は補完し合うことをいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。それとともに、市民同士の連帯や責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

（市長等の責務）

第4条 市長等は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすものとする。

- 2 市長等は、まちづくりに必要な情報について、適切な情報伝達手段により、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。
- 3 市長等は、市民参加により表明された意見や示された提案を総合的に検討

し、その結果を市民に公表するとともに、適切に市の仕事へ反映するよう努めるものとする。

第2章 市民参加手続の実施等

(市民参加手続の対象)

第5条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更を行うとき。
 - (2) 市民に負担や義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃を行うとき。
 - (3) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入又は改廃を行うとき。
 - (4) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更を行うとき。
 - (5) その他市長等が必要と認める行政活動を行うとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合には、対象事項としないものとする。

- (1) 緊急に決定する必要があるもの
- (2) 市税の賦課徴収やその他の金銭の徴収に関するもの(新たな税目の設定や市長が特に必要があると認めるものは除く。)
- (3) 実施基準が法令に規定されているもので、市の裁量の余地がないもの
- (4) 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められているもの
- (5) 軽微なもの
- (6) 市の人事その他市長等の内部事務処理に関するもの

(市民参加の方法)

第6条 前条第1項の規定により行う市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント(市民意見提出手続。事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことをいう。)
- (2) 審議会等(地方自治法の規定に基づき設置する附属機関及び、条例、規則、訓令、要綱等に基づき設置する協議会、委員会その他の合議制機関をいう。)
- (3) ワークショップ(男女協働サロン等。ファシリテーター(会議進行役)の進行により、市民と市及び市民相互の意見交換や多様な共同作業を行い、一定の方向性を合意形成する会議をいう。)
- (4) 意見交換会(施策の趣旨や内容などを説明し、市民の意見等を聴取する集会をいう。)
- (5) 市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市長等の考え方を公表する一連の手続をいう。)
- (6) 市民意識調査(市が広く市民意識の傾向を把握、分析する必要が生じた時に、調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求めることをいう。)
- (7) 情報通信機器を活用した意見聴取(SNS(フェイスブック・ツイッター等)を活用し、意見を聴取することをいう。)

(8) 前各号に掲げるもののほか市長等が適当と認める方法

(市民参加の実施)

第7条 市長等は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、2つ以上の適切な方法を併用するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長等は、より多くの市民(青少年や子ども、障がい者、高齢者など)の意見を求める必要があるときは、効果的な手法を講じるよう努めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第8条 市長等は、市民参加手続の結果を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項による市民の意見等に対する検討結果を速やかに公表するものとする。(ただし、公表内容に牧之原市情報公開条例による非公開情報を含むものは除く。)

(市民投票)

第9条 市民は、市民投票によって市民の意思を明らかにし、それを市政に反映させるため、地方自治法第74条の規定により市民投票の条例制定を請求することができる。

2 市長は、前項の請求に係る請求様式や記入例を整える等、市民が行う請求手続きに不備が無いよう支援するものとします。

(公表・情報提供の方法)

第10条 市長等は、毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめて公表し、牧之原市自治基本条例推進会議(牧之原市自治基本条例推進会議設置条例(平成23年条例第10号)第1条に規定する牧之原市自治基本条例推進会議をいう。)に報告するものとする。

(牧之原市自治基本条例推進会議)

第11条 牧之原市自治基本条例推進会議は、前条の報告があった場合及び市民参加の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長等に意見を述べることができる。

(条例の見直し)

第12条 市は、この条例に定める市民参加の制度が一層市政への市民参加を促進するものとなるよう、必要に応じて、随時その見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「牧之原市市民参加条例」意見提案様式

氏名	
住所	
通勤・通学先	住所が市外の方はご記入ください
電話番号	
意見	

- 1 意見の募集期間 平成25年7月17日(水)～7月30日(火)
- 2 提出方法 持参、はがき、封書、ファクシミリ、電子メール等で牧之原市役所政策協働部地域政策課へ提出

(担当課)

牧之原市役所 政策協働部 地域政策課 (〒421-0495 牧之原市静波 447 番地 1)

電話 0548-23-0053 FAX 0548-23-0059

電子メール seisaku@city.makinohara.shizuoka.jp